

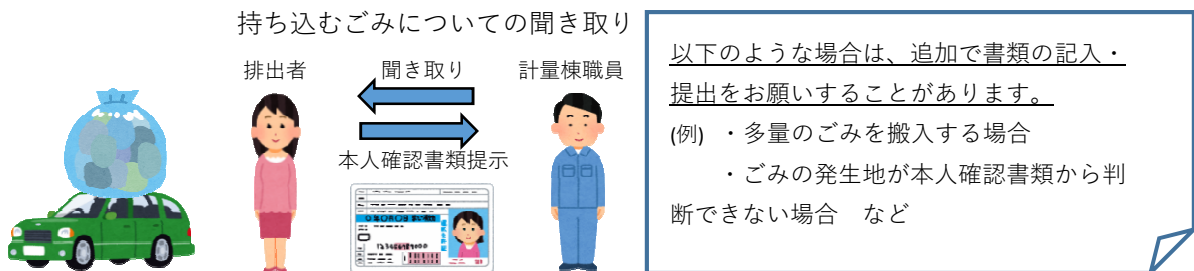
個人で家庭ごみを持ち込むときは、本人確認書類の提示をお願いします。

2市1町で構成する組合が運営する藤ヶ谷清掃センターは、原則として別府市、杵築市、日出町から発生したごみ(一般廃棄物)以外を処理することができません。

ごみの発生地の確認や、法令に基づいた適正なごみ処理の確保のために、ごみを持ち込むときは入口計量棟で本人確認書類の提示をお願いします。

◎ 個人で家庭ごみを持ち込むときの入口での手続きについて

入口計量棟で、持参したごみの内容を計量棟職員に伝え、運転免許証などの本人確認書類を提示してください。



※ ごみの中身を確認する場合があります。

※ 原則として、運転者の方は運転免許証の提示をお願いいたします。

※ 聞き取り等の結果、持込みができないごみについては、お持ち帰りいただきます。

不適正な持ち込みは受け入れができません。(不適正な持ち込みの例)

法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日号外法律第137号)」



別府市、杵築市、日出町以外で発生したごみを持ち込むこと

⇒ 藤ヶ谷清掃センターは圏域内で発生した一般廃棄物を処理する施設です。
本人確認書類の提示、聞き取りや書類の提出により、発生地の確認をします。



事業で発生したごみを「家庭ごみ」と申告して持ち込むこと

⇒ 事業で発生したごみは事業者の責任で適正に処理しなくてはなりません。(法第3条第1項)
適正な処理については「事業者用ごみの出し方手引き※」を参照してください。

※ PDFファイル ⇒ <https://www.bekkihayami-oita.jp/index-h-gomi.html>

(別杵速見地域広域市町村圏事務組合HP)



一般廃棄物処理業の許可を持たない者が、他人のごみを引き受けて持ち込むこと

⇒ 無許可で他人のごみの収集運搬をすることは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に違反する場合があります。(法第7条第1項)

本規定の違反には重い罰則があります。⇒ **5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科**

(お問い合わせ) 別杵速見地域広域市町村圏事務組合

藤ヶ谷清掃センター TEL: 0977-67-6111